

# みやぎ子どもの心のケアハウス

これまで、みやぎ子どもの心のケアハウス（以下、「ケアハウス」という。）では、不登校児童生徒の社会的自立に向けた多様な取組が行われてきましたので、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うための参考事例として御紹介します。

また、ケアハウスが、令和元年10月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」で示された「教育支援センター」として、関係機関や民間施設との連携、訪問型支援等を充実させていく上での資料として、本リーフレットを活用していただきたいと思います。

宮城県教育委員会のウェブサイト「不登校支援について」はこちらから



## ✿ まず、これを押さえましょう、法律と通知



不登校児童生徒への支援のために、理解しておくべき「法律」と「通知」があります。この法律や通知を理解した上で、児童生徒支援をしていくことが大切です。

「通知」において、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示されています。

### 💡 法律

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
(平成28年法律第105号)

Q. どんな法律なのでしょう？

A. それぞれの子供に合った教育を受ける機会を確保して、国や自治体は子供や保護者を支援しようという法律です。

### 💡 通知

不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）

Q. どんな通知なのでしょう？

A. これまでの不登校施策に関する通知について、法や基本指針の趣旨と照らし合わせ、改めて整理し、国の不登校支援の方向についてまとめた通知です。

# I これまでの取組について

 不登校児童生徒に対する効果的な支援として参考にしていただきたい取組です。

## 1 心サポート機能

### (1) 様々な機会をとらえての面談

□A市ケアハウスでは、**教育相談**、**保護者会**、**活動参観等での面談**を実施。児童生徒、保護者、教員、関係機関からの教育相談をのべ157名に実施。



### (2) SC, SSWとの連携

□B市ケアハウスでは**S S W**が常駐。学校からの要請により、家庭訪問支援をケアハウス職員と連携し実施。

□C町ケアハウスでは週1回、「**教育相談部会**」を開催。S C、S S Wを含め、関係機関の職員が出席して情報交換会を実施。

### (3) 保護者への情報提供

□多くのケアハウスでは、定期的に「**心のケアハウスだより**」を発行して、保護者や地域へのケアハウスの理解・啓発と子育てに関する情報を提供。

## 2 自立サポート機能

### (1) 学校との連携

□D町ケアハウスでは、学校と連携しながら県内の高等学校、専門学校見学会に中学生を引率し、**進路選択に繋げる支援**を実施。

□E市ケアハウスでは、ケアハウスの分室として、小・中学校に別室を設置して専任の学習サポーターを配置し、**校内に居場所を確保**。

□F市ケアハウスでは、**校長会議**、**教頭会議**で不登校の現状や対応の視点、学習サポーターとS S Wの活動状況、効果があった取組を共有。

### (2) 家庭との連携

□G市ケアハウスでは、これまでのケアハウスの組織に、従来から別枠で配置していた相談員を組み入れ、新たなケアハウスの組織とし、**学校へのアウトリーチ**を強化。加えて、**家庭訪問での相談支援**を実施。



### (3) 支援計画に基づいた支援

□H市ケアハウスでは、学校と**個別の支援計画を共有**するとともに、ケアハウスで**個別の支援記録**等を作成。

## 3 学びサポート機能

### (1) 多様な学習活動

□I市、J市ケアハウスでは、教科学習の他に、イベントデーや読書、運動、調理、畑仕事、奉仕活動、手工芸等の**多様な学習活動を展開**。



### (2) 地域連携を生かした作業活動

□K市ケアハウスでは、**コミュニケーション能力、ソーシャルスキルの向上と将来のキャリア選択**に資する目的で、地域の老人福祉施設での清掃奉仕活動や知的障害者福祉施設での**作業体験活動を実施**。

### (3) アウトリーチの取組

□L市ケアハウスでは、学校の**別室へのアウトリーチ支援**を615回。また、**家庭へのアウトリーチ支援**を129回実施。



## 4 特色ある取組

### (1) 進路選択の支援

□M市ケアハウスでは、「**卒業生と語る会**」を開催して、卒業生と在校生との交流の場を持ち、卒業生と職員との面談による**アフターケア及び在校生の進路選択に繋げる取組**を実施。

### (2) 資質向上に向けた研修

□N市ケアハウスでは、**ケアハウス職員や市の支援員を対象とした研修会**を年間4回実施。内容は、不登校や発達障害等、特別な支援が必要な児童生徒に対する理解と具体的な支援方法。

□O町ケアハウスでは、職員研修の資料として「**学校における不登校の理解とその対応**」を作成。

### (3) キャリア教育の実践

□P町ケアハウスでは、**キャリア教育の一環**として地場産業のかき・わかめの養殖作業体験や調理した焼きそば、お菓子を町役場で販売。

□Q市ケアハウスでは、学校と連携し、**職場体験実習受け入れ先の開拓**と付き添い支援を実施。

### (4) フリースクールとの連携

□R市ケアハウスでは、**フリースクール**に通う児童生徒への学習支援を行う支援員を配置。



## Ⅱ これからの期待される取組について

 不登校の背景・要因の的確な把握に基づいた支援と不登校児童生徒への多様な教育機会の確保に一層取り組んでいく必要があります。

### (1) 不登校児童生徒の中核となったネットワークの構築

□関係機関やフリースクールなどの民間施設等と情報交換・連携を図り、市町村の不登校児童生徒支援の中核となって、児童生徒や保護者を支援するネットワークを構築する。

### (2) 効果的な支援に不可欠なアセスメントの実施

□SC, SSW等のアセスメントを基に策定した支援計画を学校が作成し、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有して組織的・計画的な支援を行う。

### (3) ICT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大

□不登校児童生徒の状況によっては、自宅でICT等を使って学習ができるよう学校との連携を進める。



## Ⅲ 教育支援センター整備指針（抜粋）

令和元年10月25日、文科省初等中等教育局長「不登校児童生徒への支援の在り方について」に示されている「教育支援センター整備指針（試案）」の主な事項を抜粋しました。

### 1 設置の目的について

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

### 2 対象者について

不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行う事が望ましい。

### 3 指導内容・方法について

各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。指導内容は、生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せてセンター及び生徒の実情に応じ、実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。

### 4 指導体制について

相談・指導などに従事する指導員を通所児童生徒の実定員10名に対して少なくとも2人程度置くことが望ましく、カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。また、多様な人材の協力を得ることが望ましく、人材の実情に応じて適切な研修を行い、指導体制を整えることが望ましい。

### 5 施設・設備等について

相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。

個別学習や、家庭との連携のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。